

令和 8 年度

いじめ防止基本方針



津幡町立井上小学校

津幡町立井上小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ問題対策チームの常設及びいじめ問題対策委員会の開催

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、該当学級担任等からなる、いじめ問題防止等の対策のためのいじめ問題対策チームを常設し、児童アンケート集約後、月1回以上、定期的にまたは臨時的に、いじめ問題対策委員会を開催する。

(2) 職員会議や終礼等での情報交換及び共通理解

週に一度、教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

○教育活動全体を通して、生徒指導の4つの視点を大切にしたい指導に努める。

自己存在感の感受

「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を児童が実感する指導

共感的な人間関係の育成

自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的な人間関係を創る指導

自己決定の場の提供

児童が、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が充実する指導

安全・安心な風土の醸成

児童一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級で安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する指導

○いじめアンケートの結果から実態を十分に把握し、いじめの早期解決に努めるとともに、「困ったときは相談することで悩みは解決できる」という経験を積み、自分だけで抱え込まない心情を育て、いじめの未然防止に努める

○「わかった-できた」と児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

○学校研究と絡め、**学習過程や学習形態を工夫し、全ての児童生徒が主体的に授業に参加したり、授業場面で活躍したりできるようにする。また、必要な時に誰とでも関わり合いながら学習を進められるようにする。**

○教職員が互いの授業を気軽に参観できる体制作りを進め、互いに学び合うことで授業改善を図るとともに、複数の教師の目を見て、児童の変化に気付けるようにする。

(2) 道德教育の充実

○道德の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

○全ての教育活動において道德教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

○道德教育のねらいを全教職員で共通理解し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

(3) 規範意識の育成

○**規律を守ることの意義について考える場を設ける。また、規範意識の醸成に向けて、児童生徒が主体となって取組を進める場を設ける。**

○生徒指導年間計画をもとに、毎月の生活目標の取組で規範意識や生活習慣を育てる。安全教育では、地域や関係機関と連携していく。

	こころの成長	児童理解・特別支援	いじめ・不登校対策、 教育相談	安心	安全
通年	生活目標	毎週木曜16:15～ ミニ児童理解の会	いじめアンケート 相談箱 スクールカウンセラー	家庭との連絡	校区巡視
4月	あいさつ いろいろな人にあいさつしよう	児童理解の会 (前年度より) 児童理解の会 (新担任より)	いじめアンケート いじめ対策委員会 スクールカウンセラー紹介 特別支援・不登校 校内委員会	家庭環境調査 メディアルール作り	春の交通安全指導 自転車安全点検 (4～6年)
5月	学校のきまりを守ろう 身なり、靴そろえ、廊下歩行など		いじめアンケート いじめ対策委員会	地域訪問	交通安全教室 (1,3年) 集団下校訓練
6月	時間 時間を意識して生活しよう		いじめアンケート いじめ対策委員会 いじめ対応アドバイザー研修 スクールカウンセラー心の授業	メディアコントロール チャレンジ週間	ビュアキッズ スクール (2,5年)
7月	すてき見つけ 友だちのすてきを見つけよう	気付き票の提案・作成 特別支援・不登校 校内委員会	いじめアンケート (持ち帰り) いじめ対策委員会	保護者懇談 ホットネット大作戦	弁護士によるいじめ予防教育(5年)
8月	平和について	校内研修会 児童理解の会 (運動会に向けて)			

9月	グッドマナー グッドマナーを見つけよう! 広めよう!(①あいさつ② 学習③身の回り④親切)		いじめアンケート いじめ対策委員会		秋の交通安全指導
10月	言葉づかい 言葉づかいを見直そう		いじめアンケート いじめ対応アドバイザー研修 いじめ対策委員会		
11月	学校のきまりを守ろう 安全に気を付けて生活し よう		いじめアンケート(持ち帰り) いじめ対策委員会	メディアコン ロールチャレ ンジ週間	集団下校訓練
12月	人権週間 すてきみつけ 友だちのすてきを見つけ よう	特別支援・不登校 校内委員会	いじめアンケート いじめ対策委員会	保護者懇談	
1月	あいさつ あいさつをレベルアップし よう		いじめアンケート いじめ対策委員会		
2月	すてきみつけ 感謝の気持ちを伝えよう	特別支援・不登校 校内委員会	いじめアンケート(持ち帰り) いじめ対策委員会	メディアコン ロールチャレ ンジ週間	薬物乱用防止教室(6 年)
3月	1年間のまとめ 1年をふりかえろう	気付き票の作成 児童理解の会 (次年度資料作成)	いじめアンケート いじめ対策委員会		

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

- 全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。
- 自己有用感を育む意味を全教職員で共通理解し、教育活動の中で機会を捉え、児童の自己有用感につながる声かけを意図的に行う。

(5) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。

保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、中学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 毎月「いじめアンケート」を実施

毎月「アンケート」を実施する。また、「アンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取り現状把握に努める。(家庭で記入する調査も行う)

(3) ノート指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりするようにする。

(4) 相談体制の整備

- 毎月の「アンケート」後に学級担任により面談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 「相談箱」を設置し、相談したい先生と相談できる機会を設ける。
- SC、SSW等の効果的な活用を図る。
- 町教育センター公認心理師、学校支援会社会福祉士の活用を図る。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努める
- とともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や保育所等と情報交換や交流学习を行う。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかにいじめ問題対策チームに報告し、チームの役割分担に沿って事実の有無を確認する。
- 教職員は、児童から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、「いじめ問題対策委員会」への報告等の適切な措置をとり、一人で抱え込まず組織で共有し対応の仕方等を考える。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

アいじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イいじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

組織的ないじめ対策

1. 早期発見・早期対応

いじめの小さなサインを見逃さず、察知した問題を迅速かつ適切に指導する。

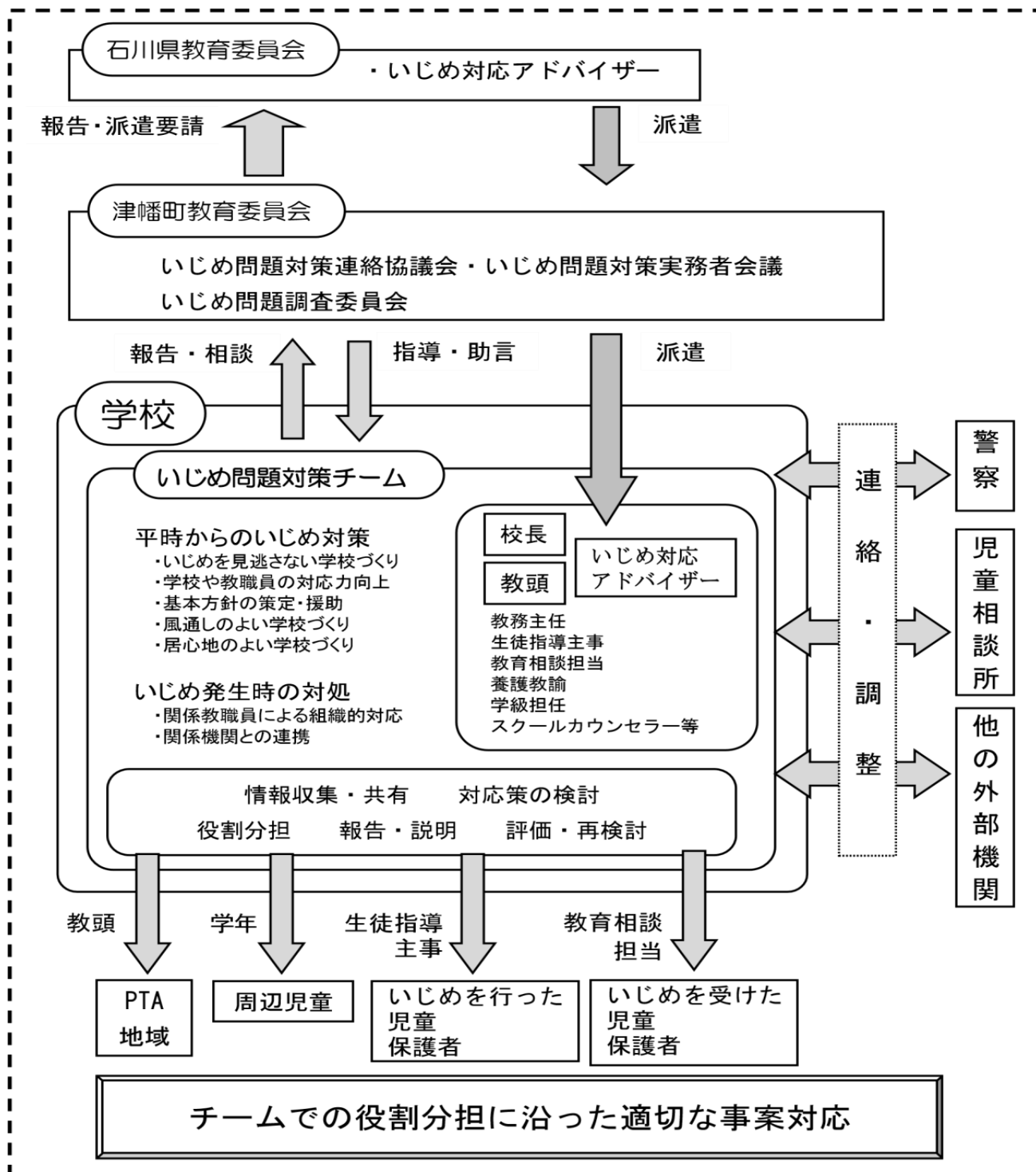
2. 組織的な対応

いじめ問題対策チーム及び対策委員会を機能させ、組織的な取組を進める。

3. 関係機関との連携

関係機関との連携体制のもとで指導・対応にあたる。

〔いじめ問題に対する体制〕



いじめ対応マニュアル

校長

教頭

- ・校内のいじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応について教職員の理解を図る。
- ・いじめに関することについて校長に報告し、その指導の下に全校体制での取り組みを推進する。
- ・PTAや関係機関との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。

生徒指導主事

- ・各学年の子どもの状況を把握し、いじめが発見された場合は担任とともに解決に努める。
- ・生徒指導部会、職員会議の場で、解決策についてリーダーシップをとる。
- ・校長・教頭にいじめについての情報を提供し、問題解決に当たる。
- ・学校、家庭、地域が一体となって指導を進めるため、関係機関・団体との連携を推進する。
- ・全教職員が生徒指導の専門的技術を身につける研修の場を設定する。

学級担任

- ・学級の子どもたちの日々の生活や言動をきめ細かく観察する。
- ・授業中に言葉かけをするなど可能な限り子どもたちとふれあうようにする。
- ・いじめが発生したり、いじめのサインをとらえたりした場合は、一人で抱え込まないで、他の教職員との連携を図る。
- ・子どもや保護者からの相談や訴えについては、些細なことでも誠意を持って対応する。

養護教諭

- ・担任が気づきにくい子どもの様々な問題の把握に努め、「心の居場所」づくりに努める。
- ・訴えてきた子どもの心情を十分受け止め、信頼される保健室の雰囲気づくりに努める。
- ・把握したいじめの情報を担任や生徒指導主事、教頭、校長に伝え、共に取り組む。
- ・担任と十分な連絡をとり、家庭との連携を密にして問題解決に努める。

☆ いじめの発見

(1)学校でわかるいじめの発見ポイント

◇ いじめられている子どもの出すサイン

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にとまなうサインを、言葉や表情、しぐさなどに表している。子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

【学校生活で】 ※印は無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観察の観点(特に変化が見られる点)
朝の会	・ 遅刻・欠席が増える ・ 表情がさえず、うつむきがちになる ・ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ・ 健康観察の声が小さい
授業の開始時	・ 忘れ物が多くなる ・ 用具、机、椅子等が散乱している ・ 一人だけ遅れて教室に入る ・ 涙を流した気配が感じられる ・ 周囲が何となくざわついている ・ 席を替えられている
授業中	・ 正しい答えを冷やかされる ・ 発言に対して嘲笑が見られる ・ 係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ・ ひどいあだ名で呼ばれる ・ グループ分けで孤立することが多い ・ 保健室によく行くようになる ・ 他の子と同じようにしているのに、一人だけ注意される ※ ふざけた質問をする ※ 不真面目な態度で授業を受ける
休み時間	・ 一人でいることが多い ・ わけもなく階段や廊下等を歩いている ・ 用もないのに職員室に来る ・ 遊びの中で孤立しがちである ・ プロレスごっこで負けることが多い ・ 集中してボールを当てられる ・ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ・ 一人だけ、友だちに頼まれごとをされている(荷物を運ばされるなど) ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く

給食時間	・ 食べ物にいたずらをされる ・ グループで食べる時、席を離している ・ その子どもが配膳すると嫌がられる ・ 嫌いなメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	・ 目の前にゴミを捨てられる ・ 最後まで一人でする ・ 椅子や机が残される ※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	・ 衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている ・ 顔にすり傷や鼻血のあとがある ・ 急いで一人で帰る ・ 用事がないのに学校に残っている ※ 他の子の荷物を持って帰る

◇ いじめられている子どもの出すサイン

いじめられている子と同様に、様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどについて表している。こちらのサインも子どもたちが救いを求めて発するサインと捉え、見逃さず、早期に対応する。

【学校生活で】

発見する機会	観察の観点(特に変化が見られる点)
授業中	・ 文具など、本人の許可もないのに勝手に使っている ・ プリントなどの配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ・ 自分の宿題をやらせている ・ 指名されただけで目配せし、嘲笑する ・ 後ろから椅子を蹴ったり、文具等で体をつついたりしている ・ 授業の後片付けを押し付けている
休み時間	・ いやな事を言わせたり、させたりしている ・ けんかするよう仕向けている ・ 移動の際など、自分の道具を持たせている。 ・ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	・ 配膳をさせたり、後片付けさせたりしている ・ 自分の嫌いなものを押し付ける。 ・ 自分の好きなものを無理やり奪う

清掃時	・ 雑巾がけばかりさせている ・ 雑巾を絞らせている ・ 机をわざと倒したり、机の中のをものを落としたりする
放課後	・ 自分の用事に付き合わせる ・ 違うクラブ・委員会なのに待たせて一緒に帰る

【注意しなければならない児童の様子】

様子等	観察の観点(特に変化が見られる点)
動作や表情	・ 活気がなく、おどおどしている ・ 寂しそうな暗い表情をする ・ 手遊びが多くなる ・ 視線を合わさない ・ 教師と話すとき不安な表情をする
持ち物や服装	・ 教科書にいたずら書きされる ・ 持ち物、ズック、傘等が隠される
その他	・ 日記、作文等に気にかかる表現が表れる ・ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある

(2)家庭でわかるいじめ発見のポイント

◇ いじめられている子どもが家庭で出すサイン

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる。

観察の視点（特に変化が見られる点）
・ 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。 ・ 風呂に入りたがらなくなる。 ・ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。 ・ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。 ・ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。 ・ 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。

- ・ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- ・ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・ 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・ 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・ 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・ 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- ・ 投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ・ テレビゲームなどに集中し、現実から逃避しようとする。

☆ いじめの対応

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじめている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

(1) いじめられている子どもへの対応

- ① いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を示し、安心させるとともに、担任、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ② 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談することを指導する。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

- ④ いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ⑥ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や別室登校、転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

(2) いじめている子どもへの対応

いじめをしない人を育てることを目指した指導と再発防止に努める。

- ① いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめは人間として絶対許されない行為であることをわからせる。
- ② 当事者だけではなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心人物が表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるということを理解させる。
- ⑤ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。
- ⑦ 指導したにもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

(3) いじめられている子どもの保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(4) いじめている子どもの保護者への対応

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ② 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように努める。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

平成26年3月策定

令和8年4月改定

